

## 尼崎市「赤ちゃんの駅」事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、乳幼児の保護者が外出中に気軽に立ち寄ることができ、かつ、授乳やおむつ交換をすることができる施設を尼崎市「赤ちゃんの駅」(以下「赤ちゃんの駅」という。)として登録し、その所在を広く周知することにより、安心して外出できる環境を地域社会全体で創出し、もって子どもの健やかな育成を支援することを目的とする。

### (登録の対象となる施設)

第2条 赤ちゃんの駅として登録をすることができる施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

授乳スペースを提供することができる施設

授乳スペースとは、利用者が外部の目を気にせずに授乳できるよう壁、パーティション、カーテン、衝立等による仕切りを設けているスペースをいう。

おむつ交換スペースを提供することができる施設

おむつ交換スペースとは、利用者が外部の目を気にせずにおむつ交換ができるようベビーベッド、おむつ交換台その他これらに類する設備が存するスペースをいう。

授乳スペース及びおむつ交換スペースの両方を提供することができる施設

乳幼児の保護者から授乳又はおむつ交換の依頼があれば、上記又はと同等の環境を提供することができる本市の施設又はつどいの広場事業により設置された施設

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は赤ちゃんの駅として登録することができない。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業等を行う施設

日本標準産業分類で規定する遊興飲食店として酒類及び料理をその場で飲食させる施設

暴力団員による不当な行為の防止に関する法律に規定する暴力団等又は暴力団等の統制化にある団体等が運営する施設

その他市長が赤ちゃんの駅の設置場所としてふさわしくないと認める施設

### (利用対象者)

第3条 赤ちゃんの駅を利用できる者は、授乳又はおむつ交換の必要がある乳幼児連れの保護者とする。

### (登録方法)

第4条 赤ちゃんの駅の登録を希望する施設の管理者は、尼崎市「赤ちゃんの駅」登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは施設の現地調査等の審査を

行い、第2条に規定する要件を満たす施設と認めるときは、赤ちゃんの駅として登録し、尼崎市「赤ちゃんの駅」登録通知書（様式第2号）により通知するとともに、赤ちゃんの駅掲示物を交付するものとする。

（登録変更等）

第5条 登録施設の管理者は、登録した内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、尼崎市「赤ちゃんの駅」登録内容変更・廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録施設が第2条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないときと認めるときは、登録を解除することができる。

（施設の管理）

第6条 登録施設の管理者は、赤ちゃんの駅をその責任において管理するものとし、利用者の安全確保について、次の各号に基づき十分な注意と配慮を行うものとする。

施設の清掃、換気等、清潔で良好な環境を維持すること

火災等の災害や非常時における非難誘導等、安全を確保すること

施設内の段差解消、ベビーカー等の盗難防止、不審者の侵入防止等の安心・安全管理に十分配慮すること

（施設の利用の制限）

第7条 登録施設の管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなど必要な措置を講ずるものとする。

安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、支障があると認められるとき

利用者が登録施設の管理者の指示に従わなかったとき

臨時的に施設を休業するとき

その他施設管理上の支障があるとき

（表示）

第8条 登録施設の管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた赤ちゃんの駅掲示物を掲示し、適正に管理するものとする。

（実施状況報告等）

第9条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ実施状況について報告を求めることができるものとする。

2 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は所管局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成25年12月2日から施行する。